

青森県青少年健全育成審議会 令和7年度第2回臨時部会 議事録

日時：令和7年7月28日（月） 18：15～19：45

場所：青森県庁西棟5階 580会議室（オンライン併催）

（進行等要旨）

- ・開会后、次第に従い、青森県こども家庭部県民活躍推進課長 葛西より挨拶。
- ・その後、出席委員、事務局、オブザーバーの紹介と会議の成立報告（7名中4名出席）を実施。
- ・議事として、以下、本件部会の検討テーマである青少年の性的被害対策について検討・意見交換等を行った。

（議事内容・発言要旨）

資料1に基づき、検討項目に係る各委員からの所見等

（事務局）

- ・報告書案は、前回までの部会において議論された内容とその後の整理結果をまとめる形で作成。目次を用いて報告書案の構成及び概要について説明。

（宮崎部会長）

- ・最初に、報告書案の全体の構成について確認をしたい。
- ・いろんなまとめ方があるかと思うが、本報告書案について、不足な点がないか、論述の報告内容の順序等について、こうした方がいいんじゃないか、といった御意見をいただきたい。

（平野委員）

- ・全体の流れは、これでよろしいかなと思う。
- ・中身についても、現状のところからしっかりまとめられているし、最後のまとめのところで、今回の方向性がきちんと示されているので、構成としてはこれでよろしいかと。

（栗林委員）

- ・最後のところのまとめで方向性がきちんと示されており、よろしいかと。流れとし

てもよろしい。

(清水委員)

- ・条例改正の理由や改正に向けて検討してきたことがもれなく記載されていてよろしい。

(宮崎部会長)

- ・構成については、皆さん異論がないということで。
- ・次に、保護対象の年齢にかかわる部分について見ていきたい。
- ・実質的には、17 ページの第3章第3 というところからになるかと思う。
- ・法律と条例との関係、青少年の性的自由を過度に管理していないかというような点、また、具体的に刑法と青少年健全育成条例との関係、などについて法制審議会での議論経過等も踏まえた検討を行っている。そして、その上で法律以外の視点、とりわけ青少年の精神的、心理的な視点、現状、発達課題等の視点からの検討も盛り込んだというところ。
- ・青少年の精神的、心理的な現状についての分析が妥当かどうかといったところについては、栗林委員からコメントいただきたい。

(栗林委員)

- ・私たちが議論してきたことがちゃんと取り入れられていて、13 歳以上 16 歳未満のポイントについて、きちんと記載されています。精神性発達のにも、この年齢の若い人たちを守るために必要な対象設定であるとした私たちの議論がそのまま文章化されている。

(宮崎部会長)

- ・同じく、社会学的な視点、あるいは SNS の技術的な点からということで、羽渕委員、それから本田委員の御意見も伺いたかったが、今日は欠席ということなので、ここの部分は、事務局の方で確認をお願いしたい。

(事務局応諾)

(平野委員)

- ・第3章は特に第4章に繋がるということ、問題提起も含めてまとめられていて、これで十分かなというふうには思っている。
- ・第4章の書きぶりがすごく重要になってくるかなと思うので、そこでいくと、第3章のところは上手く抑えて書かれているかなと思う。

(清水委員)

- ・この内容でよろしい。
- ・法的に問題があるとすれば、法律と条例との関係の部分になるが、そこもきちんと判断枠組みが明記されていて、第4章に繋がっているかと思う。

(宮崎部会長)

- ・第3章、22ページから23ページの規制対象行為のところで、(1)で面会要求行為、(2)で自画撮り要求行為のことが書かれているが、記載順序としては、先に現行法令、後ろに解説が出ているが、逆の方が報告書として分かり良いような気がした。

(平野委員)

- ・御指摘の点、私が自分で書いた部分がテキストとして拾われたところなどもあったので、そこに関して言うと、自分の(資料の)記載方法として、条文を先に四角で括って出していたという経緯がある。
- ・こういう報告書的なものを私自身あまり作ったことがないので、書きぶりが行政的にどうなのかというのが分からなかったところが一つある。
- ・四角囲みとかで条文を書くことが許容されるなら、その方が見やすいかもしれない。事務局で検討してほしい。

(宮崎部会長)

- ・最初の1ページの「はじめに」の第1章の中に、今回の改正のキーワード「性的グルーミング行為」という言葉が出てくるが、ここが初出なので、これには何か註釈のようなものがあつた方がよいかと。

(平野委員)

- ・「性的グルーミング行為」という言葉については、刑法で出てきた時、私自身も最初、“性的グルーミングって何?”というところから入ったのでなじみは薄い言葉だと思う。言葉の説明を入れた方が、宮崎委員がおっしゃるように親切かなというところはある。
- ・青少年健全育成審議会委員全体としてどこまでその辺りについて御存知かということにもよるが、対応していただいた方がいいかなというふうには思う。

(宮崎部会長)

- ・12ページの有害情報閲覧抑止策等について。この点は今回の条例改正では検討対象としないということで議論が進んでいるところだが、その割には、ここのページ

では、他県の多くで、規定を置いているとか、知事からの勧告や立入調査の設定もあるといった記述が多くあり、改正は見合わせるという結論とギャップがある記述のように感じた。

(清水委員)

- ・個人的には、あまりに気にならなかったが、確かにそういう感じもある。

(平野委員)

- ・この結論は 58～59 ページにある。
- ・この会議の趣旨として、この点に関してはあまり深くは話していなかったかなという気がしている。多くの会社が既に手続の中でデフォルトにこれを入れている状況で、それを今から本県で作ったところで結局使う必要がないんじゃないかという話だったと認識している。
- ・書き方が問題かなと思う。事実は事実として書いておいて、最後のところにもうちょっと付け加えるとかだろうか。
59 ページにそれ自体は書かれていると思うので、前のところとの繋がりを意識するならば、この部分でも結論的なところまで記述してしまってもいいのかもしれない。

(宮崎部会長)

- ・結局、12 ページのところで実装されているのでということも記載としてあれば、そのところは緩和されるような気はする。事務局と調整したい。

(10 分休憩)

(宮崎部会長)

- ・後半は、第 4 章の条例改正を中心とした部分の検討に入る。この辺の文章の構造、構成やまとめの方向性などについて、法律専門の視点から、平野委員、それから清水委員から御意見を伺いたい。

(平野委員)

- ・文章については、大分自分が作ったのが入っているので、清水委員に色々突っ込んでいただいた方がいいかなと思っている。
- ・全体の方向性は、これでいいかなと思う。個人的に考えていた部分を追加して書いたり、手直しをさせていただいたりしたので御確認願いたい。
- ・27 ページからの性的な同意年齢の関係でいくと、法制審の議論を踏まえて、それから先生方からの御意見を踏まえて検討すると、18 歳未満という、今の条例の枠組み

の中でこの規制をしても全然問題ないだろうというところ。それから、5歳差要件のところ、法制審議会でも別に5歳差要件が絶対的な要件として規定されたわけではないというプロセスもありますので、これを入れることは、特に問題ないと考えている。

- ・特に条例自体が、個人的法益というよりは、社会的法益、つまりパターンリスティックな観点・後見的な観点から規制していくものというふうな色合いが強いので、スタンスはこれでよいものと思っている。
- ・条例の中身の話は31ページからだが、条例の作り方としては、このくらいであれば大きな不明確さとかはないものと認識。刑法的な観点として気になっているのは、条例の条文、文言の不明確であるというところだと思うので、その点でいけば、条例の作り、内容自体は、これでよろしいかと。
- ・法定刑に関しても、他との関係を踏まえると、これが妥当な線かなというふうに思う。
- ・最後、43ページから条文の構成となっているが、B案という形が妥当だろうというところで、私もこの方向性でいいかと思っている。
- ・47ページ以降の事例については、前回の検討経過を踏まえつつ、時間が足りなかった部分については、私の方である程度書かせていただいた。条文を当てはめした時にどうなるかというところが書いているので、このあたりは逆に他の先生方に御覧いただいて御意見等いただけると、検討が練れていくものと考えている。

(清水委員)

- ・私もこの内容で問題ないと思う。
- ・本件で一番法的に問題になるとすれば、この条例が法令に違反しないかどうかというところだったと思うが、これについては、平野委員の方で法制審の議論から詳細に検討していただいて、その結果、今回の条例とは目的が異なっているというところが、非常に細かく書かれていて、法律、刑法に違反しないんだというところが結論づけられていたので、この内容はこれで問題ない。
- ・具体的な改正案についても、A案、B案、2パターンを出して、それぞれのメリット、デメリットを踏まえて、前回議論したもの。その結果、B案を最終的に取るということになったという結論が書かれているので、これも議論の状況がきちんと報告書に記載されていてよろしいかと思う。

(宮崎部会長)

- ・法律的なこと以外にも限らず、栗林委員から性被害防止、青少年の心身保護という視点から十分であるか、適切であるかという点についてコメントいただきたい。

(栗林委員)

- ・流れとして、私たちの議論のとおりで問題ない。事例のところはなるほどなと思って頷いていたところ。

(宮崎部会長)

- ・事例のところは、この後また少し時間を取りたい。
- ・24 ページ、第4章の第1の1の「基本的な方向性」というところの最初、2行目に「…の趣旨を踏まえ、これらに類する/該当する行為…」とあるが、このスラッシュの意味が不明瞭なので、表現をはっきりした方がいいと思った。代わりの表現としては、「刑法 182 条の趣旨を踏まえ、法の定めでは対応しきれない青少年の性被害を防止するため、条項を新設する」など。ここは、条例改正の一番重要な方向性を示すところなので、簡明な書き方がいいと思う。

(平野委員)

- ・スラッシュも使わなくはないので可能とは思っていたが、より簡明にということであれば、少し修正を検討してもよろしいかと。

(宮崎部会長)

- ・第4章第1－2の(1)内の※の役割・意味が曖昧。前の文章の理由とか根拠について補足を書いているように読み取れる。そうであれば、そのまま繋ぎで書いてもいいのではないか。
- ・同じく 24 ページ、第2の改正内容の検討という表題を受けて、「1 全体（法律と条例の関係）」というタイトル。その後、27 ページの上に「2」のところで、「全体その2（保護対象年齢）」とあるが、両方とも括弧の中をそのまま見出しにしてもよいのでは。
- ・これは、私の読み方が正しいかどうか。26 ページの中ほど②の直前の黒ポツ、「以上のように…」という文章について。「ある程度、議論は尽くされており」というよりは、議論は、むしろ尽くされているとは言えないから、条例改正をしてもいいと前後の文脈から理解したのだが、解釈として合っているだろうか。議論が出尽しており、出尽したからもう良い、というような勘違いした読み方をされる可能性はないだろうか。

(平野委員)

- ・文脈でいくとすれば、検討した結果について言及している記述なのかなと思う。この部会の中で、25 ページからの検討部分に記載したとおり、①に関しても国がある程度議論してきた経緯とかを受け止めて、この部会で、そういう評価（検討してき

た)をした、という書き方にしておけば良いかなと。これまで検討してきた結果、国においては本案件について放置すべきとの考えとはいえないと考えられる、くらいの書き方だったらよろしいのかと思うが、如何。

(宮崎部会長)

- ・この記述は、国レベルでの議論がという意味なのか、この部会での議論なのかということが曖昧な感じがする。

(平野委員)

- ・この部会で検討してみた結果という書き方でいいのでは。議論自体は、国が何かしてくれているわけではなく、こちらで考えなければいけない話なので、その文脈でいくと、これまでの検討の結果、これまでこの部会で検討してきた結果という書き方でよろしいかと。

(宮崎部会長)

- ・これについても、後でまた整理して、もし必要であれば表現を変えるとかといった対応もお願いしたい。

(事務局応諾)

- ・47 ページの「6 事例検討からの確認・検討深化」という表題の事例検討の方に移る。これについては、自画撮りの方で「困惑」の取扱いがポイントとなるかと。

(平野委員)

- ・大まかな内容は私が執筆したので、全体の枠組みというか、こういう感じでやりましたというところの検討の内容だけお話をさせていただいて、それを踏まえて皆様から御意見をいただければ。
- ・事例1と事例2は、どちらかというとな典型的な場合を含む形。第30条の第3項の第1号と第2号がそれに当たるが、その第1号の方に関わるところが事例1。ここではまず、今の法律で処罰可能かどうかという点。それから、条例案によって処罰できるかどうか。その処罰可能だという場合にA案、B案でどう違うかということを表すため少し細かく書いてある。
- ・事例2に関しては、第30条の第3項第2号に対応するもの。威迫、欺き、困惑させ、それから対償供与、もしくはその供与の約束をするという行為といった要素が幾つか並んでいるので、これをそれぞれ検討例の1から7に合わせる形で書いたもの。
- ・事例3は、態様のどれにもあてはまらない行為を挙げている。一通り検討してどれ

にも該当しなそうだ、という話をした上で、条例案をA案とB案で比べる、という流れになっている。二つの条例案のどこが違うかというところが比較的鮮明に出る事例かなと思っていて、そのことを50ページの下のところで軽く触れている。

- ・最後（事例4）が結構悩ましい事例。困惑させるというところでいけるかどうか、適用が難しい、という話が出たもの。これも一通り、1号、2号の中のそれぞれの行為をひとつずつ検討していくという形をとって書いたもの。51ページの下の方で困惑させるというところを強調していますが、結局、何もしていなくて勝手に困惑したらそれでも困惑です、っていうわけにはいかない、つまり、行為は必要なので、そう考えると、適用できるかどうかについてはどうなんだろうという検討をした。

刑法的に考えると、「困惑させる」とするにはちょっと厳しいかなと思うものの、前回の議論としては、相手側の心情などを利用して要求しているところとか、なかなか悪質なものだなというふうに皆が感じた事例であったので、それを踏まえて、「困惑させる」と評価することも可能かもしれないという書きぶりをしている。

ストレートに「困惑させる」にあたりますよ、とするのは若干躊躇があって、可能性がないわけではないというところぐらいの書き方にしている。

- ・以上のような感じで、執筆において（平野委員が）検討したというところを念頭に置いていただいて、御意見いただきたい。法的な観点の御指摘も勿論、一般的な感覚でおかしくないかとか、そういう話でも全然構わない。

（宮崎部会長）

- ・第1の事例は、拒まれたにも関わらずという、第30条の第3項の第1号関連。それから、事例2は、その次の（第30条第3項）第2号。
- ・それから、第3の事例と第4の事例は適用が難しいケースを例示したということで。

（平野委員）

- ・第3は、どれを使っても厳しいだろうという事例。第4は、困惑に含められるかも？とは思いますが厳しいです、という整理。

事例3は、悪いといえば悪い事案だが、そこまで悪質性がない。

事例4は悪質で、感覚的に処罰した方がいいよね、というものが先に立つ案件かと。しかし、いずれの行為でも適用は難しいので、最後、強引にいけば「困惑させる」に入れられるんじゃないかというところが、いずれの結論とするにしてもカギになるところかと。

（宮崎部会長）

- ・事例3は、第30条の罰則の適用は難しいけれども、自画撮りの条文についてB案

をとるならば第 22 条の 3 の定めに対する義務違反に当たり、抑止効果的なものが期待できるのではないかという整理になるかと思う。

- ・オブザーバーの県警からも、今回事例提示に御協力いただいていることもあるので、この事例検討の部分について、何かコメントを。また、教育庁からも一言。

(県警本部)

- ・事例 1 から 3 に関しては、割とすんなり検討が進んだが、事例 4 の「困惑として捉えるかどうか」は非常に難しいと感じている。
- ・困惑させたかどうかは、被害者の捉え方・感じ方によって全く違うので、結局、この困惑を以て、皆自画撮り要求（として適用できる）か、というとなかなかそうではない。となると、私たちもこれについては非常に慎重に検討しなければならないし、もしかして被害者の供述が本当なのか？というところも検討しながらやっていかなければならないな、と感じる。
- ・警察でも担当者によって受け取り方が違うので、事例 4 に関しては、その都度、慎重に検討した上で、本当に条例に該当する事案かどうかということをしっかりと考えていかなければいけないと思っている。

(教育庁)

- ・こういった事例を拝見して、おそらく女子生徒がターゲットになるような場合が多いのだと思いますが、成人男性の性的な思惑があつていろいろメールなり SNS で繋がろうとしているんだなというのは肌感として非常に理解できる。
- ・ただ、法律的な解釈でどうなのか（客観的にどう判断すべきか）というところが現実としてはあるんだなということも理解した。
- ・これを受けてどうこうというのは、私は専門家ではないので、何も言えるところはないが、実際起きていることと、法律などの運用の面ではグレーなところはあるんだ、という点が非常に勉強になった。

(栗林委員)

- ・事例 1 から 3 は、A 案・B 案の場合の比較などもあつて、分かりやすく良かった。
- ・事例 4 は、非常に微妙。臨床では、よく「いじめる」とか「いじめられる」とかということについて、結局は、いじめられる側の人が「いじめられている」と思えば、それはいじめになるという整理。乙の側の感受性というか、考え方というか、受け取り方、それによって随分、これは、変わるのかなというふうに思っている。

(清水委員)

- ・事例 4 に関しては、やはりこれだけだと「困惑させ」というのには、その条文を素

直に読めば当たらないのかなと思われる。今後、その条例の趣旨などに鑑みて裁判例が「困惑させる」に当たるんだ、というところが積み重なっていけば、可能性があるのかなというの思う。

- ・他の情報、事情などが事例内の情報として表われていれば、例えば、他にメールの文言や電話の文言などがあって、それと合わせ技で、例えば、欺く行為に当たるだとか、困惑させるような行為にあたるとか、そういった情報を拾っていけば余地もあるのかなと思うが…。この事例で記載されている文言だけしか情報がないという前提であれば、現時点では難しいのかなという感じがある。

(宮崎部会長)

- ・第4章の条例改正案についてまとめると、第22条の2の淫行又はわいせつ行為の関与等の禁止についてはA案、B案共通でこの文案です。これに対応する第30条の罰則についてもA案、B案共通で第2項で規定。
- ・それから、第22条の3と第30条、いわゆる自画撮り行為についての規定の仕方としては、A案、B案があるけれども、一般的な禁止規定を置くB案は「何人も」提供を求めているのではないとした上で、第30条の第3項で第1号と第2号とでその要件を規定しており、こちらの案を改正案にすることで、一致を見たまとめさせていただければ。
- ・最後に、これまで検討してきたこの報告書全体を通して、あるいは、これまでの過去2回の審議を振り返って、何か御意見があれば各委員から。

(平野委員)

- ・全体として、ということでいけば、私自身で色々お話させていただいており、書かせていただいたところもあるので、特にこれというところはない。
- ・県警本部や清水委員のお話を伺って、最後の52ページのところについては改めてどうしようかな？と若干悩んでいるところがある。書きぶり（現時点では本件事例を「困惑させ」たものとは判断できかねる、という結論）はいいと思うが、その都度慎重にということも少し入れてもいいのかなと思ったりしている。
- ・全体的なところは、最初に提案していただいた内容から、非常に多くの意見、やりとりを踏まえながら、最後、結論までもっていったと思うので、内容的にはこれでよろしいかと思う。

(清水委員)

- ・私もこの報告書の内容は、これでよろしいかと。
- ・個人的には、本田委員からお話のあった情報技術の部分について、物凄い早さ、日進月歩で進んでいっているというのを初めて聞き、この辺の対応に係る必要性、ア

ンテナを張っておかないといけないものだな、というのを改めて感じたところ。

(栗林委員)

- ・議論の流れもよく分かる形にまとめられて、これで十分かなと思う。

(宮崎部会長)

- ・たくさんのご意見をいただいたが、細かい部分や後で気づく点もあるかもしれないので、今後は個別に事務局の方に伝えていただき、必要な修正を施した上で、全体会に報告するということになるかと思う。
- ・報告書として提示する最終版については、先ほど述べたとおり細かな意見なども集約した後、事務局でまた作業していただき、部会長の私との間でやり取りをして、最終的に校了するという事で進めさせていただきたい。

(異議なし、の声)

(閉会)－以上－